

社会保障制度の充実強化に関する決議

我が国の社会保障制度は、世界に類を見ない人口の少子高齢化に直面する中、制度の持続可能性が問われており、将来世代に確実に引き継いでいくための改革が求められている。

このような状況の下、政府は、先般、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5%から 8%へ引き上げること閣議決定するとともに、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（以下「社会保障プログラム法案」）を閣議決定した。

もとより都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと強く認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 社会保障・税一体改革について

(1) 社会保障制度改革について

政府は、社会保障制度改革の具体的な措置等を検討するに当たっては、「社会保障プログラム法案」第 29 条の規定に基づき、国と地方の協議の場等において十分協議を行い、都市自治体の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障に係る安定財源の確保について

- ① 政府は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 8%へと引き上げることとしているが、持続可能な社会保障制度を確立すべく、将来にわたる社会保障の安定財源の確保のため、平成 27 年 10 月以降についても適切に対応すること。
- ② 都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

(3) 社会保障・税番号制度の円滑導入のための自治体支援について

- ① 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、都市自治体に対し新たに生じる費用については、そのすべてについて国において万全の財政措置を講じること。
- ② 社会保障・税番号制度の構築や導入に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、早期かつ十分な情報提供を行うなど、国と地方自治体間で情報の共有を図るとともに、十分な調整・協議を行うこと。

また、社会保障・税番号制度はすべての国民が対象となるものであることから、導入に当たって混乱が生じることのないよう、国は責任を持って国民に対する十分な周知を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の構造的問題に対応し、財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、財政基盤を強化するため、消費税引上げによる2,200億円を早急に充当するとともに、後期高齢者支援金への全面総報酬割により生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

3. 地域医療体制の充実について

医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在を解消し、安心して質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、必要な財源を確保すること。

4. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を

引き上げること。

(2) 社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化策として必要な1,300億円を確実に確保すること。

(3) 次期制度改正について

① 高齢者の介護を社会全体で支え合う、利用者本位の仕組みとして介護保険制度が創設された経緯を踏まえ、都市自治体が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう、国の責任において、きめ細かで適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

② 特に、地域包括ケアシステムの構築、介護予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所者の限定、小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行、補足給付の在り方等の各事項については、地域によって基盤整備状況が異なること等を勘案し、各保険者が地域の実情に応じた取組みを展開することが可能となるよう、都市自治体と十分協議し、その意見を的確に反映すること。

5. 少子化対策について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 新制度の本格施行に向け、その詳細を検討するに当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

(3) 待機児童解消について、都市自治体の実情に応じた取組みを推進するため、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施するとともに、所要の財源を確保すること。

6. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都

市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

7. 障害者福祉施策について

- (1) 本年4月施行の「障害者総合支援法」に基づき、平成26年4月1日施行予定の障害者支援区分の創設や障害者に対する支援に係る制度について、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。
- (2) 都市自治体等が新制度に円滑に移行できるよう、速やかな情報提供を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会